

見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 MTC001 動物実験業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務実施日 1日目：令和8年2月22日
2日目：令和8年3月7日
- (4) 業務場所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連絡先 (担当) 池田 電話番号 029-853-3539
- (3) 見積書提出期限 令和8年2月6日 12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、または当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成する。（契約保証金は免除）

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以上

令和8年1月30日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和8年2月6日 12時00分
(郵便（書留郵便に限る。）又は宅配便（以下、「郵送等」という。）で発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 池田
電話番号：029-853-3539
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細則は、以下によるものとする。
 - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕様書

1. 件名

MTC001 動物実験業務

2. 目的

専用投与デバイスを用いて、模擬投与液を心筋梗塞モデルブタの左室内目的箇所に投与する。

3. 業務委託内容

【使用動物】

使用動物の手配・準備業務（検疫・馴化・処分含む）

- ・種、系統、品質、性：心筋梗塞モデルブタ、SPF 家畜ブタ、LWD、コンベンショナル、雌
- ・購入・使用予定頭数：6 頭
- ・入荷時月齢：約 3か月齢
- ・入荷時体重：30～45 kg
- ・検疫および馴化期間：入荷日を含む 7 日間とし、毎日 1 回、一般状態を観察する。
- ・使用動物の基準：検疫・馴化期間中、試験に支障を来す一般状態の異常が認められないこと。

【動物実験】

- 1) 試験場所の提供業務（筑波大学より研究者訪問にて試験実施）
- 2) 麻酔管理・麻酔に関する薬剤・機器の準備
- 3) 実験動物技術者による補助（1 名）
- 4) モニタ・輸液ポンプ等の実験用機器の使用
- 5) 透視型 X 線の使用

4. 業務委託責任者及び業務指示者

【業務委託責任者】

筑波大学医療医学系 循環器内科 町野 耕

【業務指示者】

筑波大学医療医学系 循環器内科 町野 耕

5. 実施日

1 日目：令和 8 年 2 月 22 日

2 日目：令和 8 年 3 月 7 日

6. 委託先の条件

下記の条件をすべて満たすものとする。

- ・動物試験実施に関する動物の手配、試験使用器具機械の手配が可能なこと。
- ・良好なコミュニケーションがとれること。
- ・業務内容に問題があると業務委託者が判断し、業務改善の申し入れをした場合、適切に対応できること。

7. 秘密保持

請負者は、当該委託内容の実施にあたり発注者から知り得た内容を他の用途に使用してはならない。また、発注者が承認した部分を除き、委託内容の実施により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

8. 支払い

- ・検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

9. その他

- ・本仕様書に定めるものの他に必要な事項は、本学と請負者の双方協議の上で、定めるものとする。
- ・当該契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

実験施設等提供及び実験動物手配契約書（案）

国立大学法人筑波大学（以下、「甲」という。）と
（以下、「乙」という。）とは、甲が実施するMTC001動物実験業務（以下、「本業務」という。）に関し、次のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（業務内容）

第1条 本契約の件名、目的及び業務内容は、次のとおりとする。

（1）件名

MTC001 動物実験業務

（2）目的

専用投与デバイスを用いて、模擬投与液を心筋梗塞モデルブタの左室内目的箇所に投与する。

（3）業務内容

【使用動物】

使用動物の手配・準備業務（検疫・馴化・処分含む）

・種、系統、品質、性：心筋梗塞モデルブタ、SPF家畜ブタ、LWD、コンベンショナル、雌

・購入・使用予定頭数：6頭

・入荷時月齢：約3か月齢

・入荷時体重：30～45kg

・検疫および馴化期間：入荷日を含む7日間とし、毎日1回、一般状態を観察する。

・使用動物の基準：検疫・馴化期間中、試験に支障を来す一般状態の異常が認められないこと。

【動物実験】

1) 試験場所の提供業務（筑波大学より研究者訪問にて試験実施）

2) 麻酔管理・麻酔に関する薬剤・機器の準備

3) 実験動物技術者による補助（1名）

4) モニタ・輸液ポンプ等の実験用機器の使用

5) 透視型X線の使用

（実験施設）

第2条 甲が本業務を行う実験施設は、次のとおりとする。

（1）所在地：

（2）名称：

（実験期間）

第3条 本業務の実験は、次の期間で実施する。

1日目：令和8年2月22日

2日目：令和8年3月7日

（代金）

第4条 代金は別紙「料金表」のとおりとし、各実施日の業務終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

(遵守)

第5条 甲及び乙は、実験操作にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年10月1日、法律第105号、最終改正令和元年6月19日法律第39号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成25年、環境省告示第84号)および「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成27年2月20日科発0220第1号)を遵守する。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、試験計画書に従い本業務を遂行する。甲は試験計画書に従って乙が本業務を行っていることを確認することができる。

2 甲は乙の実験施設、実験機器及び付随する設備（以下、実験施設等）を注意し使用するものとする。

(安全管理)

第7条 甲及び乙は、実験施設等の使用において、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、安全管理に努めなければならない。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本契約の内容に関する一切の情報、ならびに本契約を通じて知り得た相手方の経営上、営業上及び技術上的一切の秘密事項（以下、「本秘密情報」という。）を厳に秘密に保持し、相手方の書面による事前の承諾がない限り、第三者に開示しない。

ただし、次の各号の情報については本秘密情報から除外するものとする。

- (1) 相手方から知得する前に公知のもの
 - (2) 相手方から知得する前に所有していたことを自ら書面で証明できるもの
 - (3) 相手方から知得した後に自らの責によらず公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したことを証明できるもの
 - (5) 裁判所若しくは行政庁の命令または上場証券取引所規則に基づき開示を義務付けられたもの
- 2 甲及び乙は、本秘密情報を知る正当な理由のある役員・従業員にのみそれぞれ各人に必要な範囲の情報に限り開示し、それ以外の者には開示しない。この場合に、甲及び乙は、当該役員・従業員に本条と同様の義務を遵守させなければならない。
- 3 甲及び乙は、本秘密情報を本契約の目的にのみ使用又は利用し、他の目的には一切使用又は利用しない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙のいずれか一方が、次の各号の一に該当したときは、金銭債務について期限の利益を失い相手方は本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項の一に違反した場合であって、相手方が相当の期間を定めて当該違反の是正を催告したにもかかわらず、当該期間経過後も是正されないとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、若しくは類似の倒産手続（本締結後に制定されるものを含む）の申立があったときまたは私的整理を開始したとき
- (3) 差押え若しくは仮差押えを受けたとき、仮処分命令が下されたとき、またはその有する財産につき強制執行若しくは競売がなされたとき（ただし、本契約の履行に重大な影響を与えない軽微なものは除く）
- (4) 手形、小切手の不渡り
- (5) 解散（合併による場合を除く）

(6) 営業停止、その他債務の履行が困難と認められる相当の理由があったとき

(反社会的勢力に対する解除)

第10条 甲乙のいずれの当事者も、相手方が次の各号に該当する場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは関係者、その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は暴力団等であった場合
- (2) 自ら若しくは第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3) 自らが暴力団等である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
- (4) 自ら若しくは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら若しくは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項が発生し、又は本契約の条文解釈に疑義を生じた場合は、都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

(合意管轄)

第12条 本契約につき紛争が生じた場合には、被告本社所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙

上記の契約内容を確認しました。

治験責任医師：循環器内科 町野 豪
筑波大学附属病院
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

料金表

適用	数量	単価（円）	金額（円）	備考
施設使用料/室	2			
麻酔管理費/頭	6			
実験補助費/時間	1 6			
基本機器使用料/式	2			
特別機器使用料/式	2			
動物代/頭	6			
研修室使用料	2			
小計				
消費税額及び地方消費税額				
合計				

上記「消費税額及び地方消費税額」は、取引に係る消費税額であり、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、小計に100分の10を乗じて得た額である。